

令和4年（2022年）5月19日

報道機関各社 様

## 札幌市国民健康保険傷病手当金の返還請求・追加支給事案の発生について

このたび、国民健康保険から支給する傷病手当金について、支給額に算定誤りがあり、返還請求・追加支給が必要となる事案が発生しましたのでお知らせいたします。

対象の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、今後同様の事案が発生することがないように再発防止に努めてまいります。

### 1 事案の概要

事業主から給与が支払われている者（被用者）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者で、療養のため一定期間仕事を休むこととなり、その間の給与等が支払われなかった場合等に、国民健康保険から傷病手当金を支給しているが、2020年度から2021年度に支給した一部の対象者の支給額に算定誤りがあり、返還請求・追加支給が必要となったもの。

### 2 判明した経緯

各区保険年金課が事務処理を行っている傷病手当金の支給状況を、当該事務を統括する国保健康推進担当課が確認したところ一部に疑義があり、全ての区の保険年金課に再確認等を依頼した結果、支給額の算定に誤りがあることが判明した。

### 3 返還請求・追加支給の対象件数・金額等

#### (1) 件数および金額

被保険者に返還請求するもの：11件 91,892円（最大：43,326円、最小：36円）

被保険者に追加支給するもの：6件 11,066円（最大：9,353円、最小：3円）

#### (2) 算定誤りがあった支給年度

2020年度支給分（返還請求4件、追加支給2件）

2021年度支給分（返還請求7件、追加支給4件）

#### (3) 算定誤りがあった区

中央区（4件）、北区（1件）、東区（4件）、厚別区（2件）、清田区（1件）、南区（5件）の6区

### 4 判明後の対応

算定誤りのあった区の保険年金課において、返還請求や追加支給が必要となった方に対して、電話連絡または文書により謝罪と説明を行うとともに、速やかに差額の返還請求・追加支給のための事務処理を行う。

## 5 原因

傷病手当金の支給額算定にあたり、申請書類の確認不足や算定方法の理解不足があったとともに、組織としての管理体制が不十分であったことによるもの。

## 6 再発防止策

傷病手当金の支給事務について、あらためて制度内容や事務手順等の確認を行うとともに、複数職員での確認を徹底することにより、再発防止の徹底に努める。

問い合わせ先

保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 山本・加茂

電話：211-2341、ファクス：218-5182